

PLATEX Osaka 2016 出展申込書 日本プラスチック機械工業会 行 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

ウェブサイト申込書の記入とプリントアウトができます。
<http://www.a-jpm.jp> TEL: 03-3542-8575 FAX: 03-3543-0619 E-mail: platex@a-jpm.jp

主催者が定める一連の規約を遵守することを承諾して、下記の通り出展を申し込みます。(裏面に規約を掲載)

申込日 20 年 月 日 出展申込締切: 2016年1月25日

1. 出展申込者

会社名 (日本語)	ふりがな		印
会社名 (アルファベット)			
代表者または出展部署責任者		担当者	
部署・役職名		部署・役職名	
ふりがな		ふりがな	
氏名	印	氏名	印
担当者住所	〒		
担当者 TEL	担当者 FAX	担当者 e-mail	
ホームページ	http://		

2. 小間数および料金 [税込] 該当の申込欄に☑してください。

申込	小間の種類	単価 (a)	申込数 (b)	出展小間料金 (a) × (b)
<input type="checkbox"/>	標準小間 [9㎡]	¥313,200	小間	¥
<input type="checkbox"/>	受託加工・製造コーナー [4㎡]	¥216,000	小間	¥
<input type="checkbox"/>	カタログ展示スタンド [1 枠]	¥108,000	枠	¥

①支払期限: 2016年3月25日(申込書を受領後、1月下旬に請求書をお送りします。振込手数料は申込者にて負担をお願いします。)
 ②受託加工・製造コーナーは出展できる業態・出展製品について制限があります。(詳細は出展規約をご参照ください。)

3. 小間の位置に関するリクエスト *位置、形状等に関してはできる限りご要望を承りますが、ご希望に沿いかねる場合もありますのでご了承ください。

①ユーザーが競合するなどの理由により、小間が隣接または向かい合わせになることを避けたい企業がある場合は、その企業名をご記入ください。	<input type="checkbox"/> あり⇒ <input type="checkbox"/> なし
②共同受注、技術提携などの理由により、小間を隣接または向かい合わせにすることを希望する企業がある場合は、その企業名をご記入ください。	<input type="checkbox"/> あり⇒ <input type="checkbox"/> なし
③その他、小間の位置に関するリクエストがある場合はご記入ください。	<input type="checkbox"/> あり⇒ <input type="checkbox"/> なし

4. 出展者セミナー開催申込 *セミナーの開催日時は、出展申込締め切り後に事務局にて調整させていただきます。

収容人数: 50 席	時間: 30 分	料金: 無料	開催回数: 回	※1日あたりの時間は30分1回を上限とします
①2小間につき30分(1回)のお申し込みを承ります。 (例)4小間の場合30分×2回(2日間に分けて)の開催が可能。		③発表会社にご用意いただくもの(出展者手配) ・パソコン(パワーポイントなどを使用する場合) ・配布資料(任意です。聴講者への配布は発表会社にてお願いします。) ④聴講者の受付 聴講者の受付は原則として主催者(事務局)で行います。詳細は事務局にお問い合わせください。 ⑤聴講者の募集 セミナーに関する情報は招待券と展示会ウェブサイトに掲載するほか、ニュースリリースなどで告知しますが、出展者の方々も積極的に聴講者の募集を行ってください。		
②セミナールーム設備(主催者提供) ・座席数:50席 *立ち見も可能です。 ・映像設備:プロジェクター、スクリーン(100インチ程度) ・音響設備:有線マイク1本、スピーカー ・その他:講師台1台				

5. 出展製品 製品の愛称・品番ではなく一般名称(押出成形機、印刷機、粉碎機、押出成形受託など)を記入してください。(誤り:粉碎バリバリ君、ドライⅢ型)

6. 設備工事 機械等の実演の為に、小間内で下記の設備工事を予定している場合は○(マル)で囲ってください。

1. 給水・排水工事 2. 圧縮空気(エア) 3. 蒸気(ボイラー) 4. その他特殊工事【 】 5. 電気

7. その他事務局への連絡事項、要望などがございましたらご記入ください。

事務局記入欄	受付日	受付 No.	受付者印	承認印
--------	-----	--------	------	-----

PLATEX Osaka 2016 出展規約

1. 出展資格

- ①本展示会の目的に合致する製品またはサービスを取り扱う企業。
- ②受託加工・製造コーナーは「機械・装置等を使用して、製品の加工や製造を請け負う」業態に限定して出展を受け付けます。製造用の機械や装置そのものを出展製品として登録することはできません。

2. 出展小間料金に含まれるもの

- ①出展小間スペース
- ②仕切り壁（隣接小間のある場合）

3. 出展小間料金に含まれないもの

- ①小間の装飾、設営、運営費
- ②電気、水道、エアー等設備工事費および使用料
- ③自社出展機器などに対して付保した損害保険料
- ④展示、実演および搬入出作業の際に発生した対人傷害、対物損壊などの事故にかかる費用
- ⑤法令および展示規則に基づく展示装飾などの改修費用
- ⑥ガイドブック広告掲載、セミナー開講などの費用
- ⑦その他出展小間料金に含まれない費用

4. 出展申込後の解約

出展申込後の小間の解約・変更（全部または一部）をする場合、出展者は解約料を主催者に支払うものとします。なお、解約は書面でのみ受け付けます。出展者が下記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。出展者が既に支払った金額が下記相当金額を超えているときには超過分を返還します。

書面による出展解約の通知を受付した日	解約料
2016年3月26日以降	申込出展小間料金の100%

5. 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、重量物出展、水道・エアー配管工事の必要性、申込順などを考慮して、主催者が決定します。また、主催者は官公署の指導、本展示会全体に対するメリットなどの判断に基づき、小間位置の公表後も小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

6. 小間の転貸し等の禁止

出展者は自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

7. 出展製品および装飾物等の設置および撤去

- (1)出展製品および装飾物等の会場への搬入と設置は、後日主催者より通知された時間内に行われるものとします。小間内の出展物等の設置は、会期前日の午後5時までに完了されねばならないものとします。出展者が左記時刻までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展者は同日に解約した場合の解約料を支払うものとします。
- (2)会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際には、出展者は必ず主催者の承認を得た後、作業を行うものとします。
- (3)小間内の出展物等は、後日主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時刻までに撤去されないものは、出展者の費用負担で主催者により撤去されるものとします。

8. 展示会場の使用

- (1)出展者は本展示会の開催主旨に合致し、申込書の出展製品欄に記入された内容以外の展示はできないものとします。
- (2)実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間の中に限られるものとします。各出展者は実演または宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (3)他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できないものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、または主催者が展示会運営上の立場から見て小間の造作または使用方法の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更へ同意するものとします。
- (4)主催者はその音、操作方法、材料、内容またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場から見て、本展示会の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物品、行為、印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のすべてのものに及ぶものとします。上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展小間料金の補償等いかなる返金またはその他費用負担の責を負わないものとします。
- (5)会場内で金銭の授受をともなう即売を禁止します。（書籍は除外）
- (6)2階建て構造の造作物を小間に設営することはできません。

9. 出展物の管理と免責

主催者は出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

10. 損害賠償

出展者は自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとします。

11. 本展示会の中止（または延期）

展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、主催者の判断によって開催を中止（または延期）することがあります。

また、出展申込が一定の数に達せず、来場動員などにおいて展示会が所期の目的を果たすことができないと主催者が判断した場合、開催を中止（または延期）することがあります。

◎判断の時期：2016年1月25日の出展申込状況をもって、展示会の継続実施または中止（または延期）の判断をします。

展示会の中止（または延期）が決定した場合は、主催者は速やかに出展者にその旨を通知するとともに、出展者が既に支払った出展小間料金の全額を返還するものとします。

ただし主催者は、展示会の中止（または延期）によって生じる損害、それまでにかかった準備費用、その他の不利な事態については責任を負わないものとします。

12. その他の規定

出展にともなう詳細規定に関しては、出展マニュアルの配布において説明します。

13. 規約の遵守

出展者は主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者の定める全ての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。